

特定調停手続の流れ

トラブルの発生

事業資金のための借入れなどが増えてしまって約束どおりに支払っていくことが難しい。



このままでは事業を続けていくことができない。

↓そこで

返済方法の変更を債権者と交渉した。

↓でも…

条件面などの調整がうまく進まない…。



どうしても返済計画が立てられない場合には、破産手続などを利用することも考えられます。この手続については、最寄りの地方裁判所にお尋ねください。

受付



特定調停は、このままでは返済を続けていくことが難しい方が、債権者と返済方法などについて話し合っ、事業の再建を図るための手続です。



受付窓口



申立て

受付に調停申立書を提出してください。



申立てのときには、債権者などとの交渉の経過を明らかにしてください。



既に開始されている民事執行手続の停止を求めたい場合は、受付でお尋ねください。

調停期日

申立人



残元本の額の見直しも考えてもらえませんか…?

残債務の
確定

返済計画の
検討



調停委員会
(事案に応じて、会計、
税務などの専門家が
加わります。)

相手方



うーん…
その点も含めて
考えましょう。

調停委員会は、申立人から事業の状況、今後の返済方針などについて聴取した上で、相手方の意向を聴き、残っている債務を、どのように支払っていくことが経済的に合理的なのかなどについて、双方の意見を調整していきます。

話し合いによって
合意に達した
場合

成立



申立人は、合意した内容どおりに返済していくことになります。



合意のとおり返済しないと、相手方(債権者)から、その内容を強制的に実現されることもあります。

調停に代わる決定

2週間以内に、異議の申立てがなければ、調停が成立したのと同じ効果が生じます。

不成立

どうしても
折り合わない場合